

「宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画」の進捗状況等について

1 計画の概要

本市においては、温対法に基づき、市域全体における温室効果ガス排出量の削減を目指し、「宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画」を推進してきたところである。(別紙2-1参照)

対象： 市域全体

期間： 平成19年度～平成24年度

目標： 平成24年度における温室効果ガスの排出量を平成2年度に比べ、0.5%削減する。

【計画の体系】

第2次宇都宮市環境基本計画

計画期間（前期：H23～H27，後期：H28～H32）

宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画

計画期間（H19～H24）

2 計画の評価

(1) 温室効果ガス排出削減目標の達成状況

年 度	増減率（平成2年度比）		
	本市	参考	
		国	県
目 標	(H24年度) ▲ 0.5%	(H20～H24年) ▲0.5% (※1)	(H22年度) ▲ 0.5%
平成15年度	18.6%	7.3%	22.9%
平成19年度	—	8.2%	13.3%
平成20年度	—	1.6%	▲ 1.5%
平成21年度	—	▲4.3%	▲ 8.5%
平成22年度	—	▲0.3%	▲ 0.8%
平成23年度	—	3.7% (※2)	6.3%
平成24年度	未算定	未公表 (※3)	未公表

※1 京都議定書目標達成計画

※2 火力発電の割合の増加に伴うCO₂の増加分は、4.0%

※3 平成25年4月5日、国は地球温暖化対策推進本部において、「これまでの実績を踏まえれば、目標は達成可能と見込まれている。」との認識を示している。

「国における目標の達成が見込まれていること」や、「国と県における増減率の推移が類似していること」、「本市には県内の産業が集積していることから、県の増減率と類似していると推測できること」を鑑みると、本市における温室効果ガスの削減は、国や県と同様に推移していると思われる。

(2) 施策の取組状況と今後の方向性 (別紙2-2参照)

温室効果ガス排出量の削減に向け、様々な取組を実施した結果、行動指標の目標は概ね達成しているが、市民におけるごみの減量や、事業者における環境管理行動の実践に関する施策については、目標の達成に至らなかった。

⇒ 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換をより一層促進していく必要があることから、エネルギーの有効活用に関する意識の高まりを捉えながら、引き続き、再生可能エネルギーや省エネ化の普及など、温室効果ガス排出量の削減につながる各施策や事業を着実に推進していく。

3 今後の対応について

- ・ 同計画は、平成24年度末を以って計画期間が終了したことから、本来であれば、後継計画を策定する必要があるが、現在、国においては、エネルギー政策の見直しや温室効果ガスの削減目標及びその対策についての議論がなされ、未だその結論が出るには至っていない状況にある。
- ・ こうした背景から、本市は、国の温暖化対策に係る方向性を見極めた上で後継計画を策定することとする。
- ・ また、国は、京都議定書目標達成計画に代わる新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間も、地方公共団体、事業者及び国民が、それぞれの取組状況を踏まえ、これまでの計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することを求めている。
- ・ こうしたことから本市においても、後継計画が策定されるまでの期間、地球温暖化対策を推進するため、これまでの「宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画」について以下の通り取り組むこととする。

○ 計画期間

後継計画を策定するまで、計画期間を延長する。

○ 温室効果ガス排出削減目標

計画の延長期間における温室効果ガス排出量を、平成2年度に比べ0.5%以上削減することを引き続き目指す。

○ 目標達成に向けた施策

- ・ これまでの施策を、引き続き推進する。
- ・ ただし、普及効果が高い取組は、随時、事業化していく。

○ 計画の進行管理

計画に基づく地球温暖化対策の実施状況を毎年度把握し、点検評価する。

ただし、行動指標・行動目標については、平成24年度末の目標値であることから、平成25年度以降は、「第2次宇都宮市環境基本計画」や「関連分野別計画」等に設定されている指標・目標を活用しながら、本計画の進捗状況を確認していく。